

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 会津美里町水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和33年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	√適用 非適用
団体名	会津美里町	職員数 (H19. 4. 1現在)	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	230円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,149 (H18)
累積欠損金 (百万円)	346 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.26 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	17.5 (H19)
		経常収支比率 (%)	88.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：会津高田町、会津本郷町、新鶴村〕 法適用の水道事業を行っていた会津高田町を廃止し、会津本郷町へ統合、会津美里町水道事業としました。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	会津美里町長 渡部英敏
既存計画との関係	行政改革大綱
公表の方法等	平成20年3月議会説明予定、広報等
基本方針	厳しい状況にある水道事業であるが、料金確保に努め、歳出削減により料金統一の水道料金を基本とし、安心して安全な水道水の供給に努めるものとする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	216	312	1	529
	補償金免除額	30	64		94
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		15		15

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	216,043	311,826	604	528,473
合 計 (A)		216,043	311,826	604	528,473
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		216,043	311,826	604	528,473

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債		14,801		14,801
合 計 (A)			14,801		14,801
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			14,801		14,801

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	昭和33年に供用を開始しましたが、配水管の一部に石綿管が使用されていたため昭和62年に本郷地区では、配水管の布設替事業、高田地区では、未供用地区への拡張事業を開始しました。現在、給水面積36.4 [㎡] 8、給水戸数5,610戸に供給しておりますが、集落が点在している現状から配水管延長153kmとなっています。配水管の老朽化とともに有収率が低下傾向にあり、過疎化が進む中、厳しい経営となっています。	
経営課題	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化 合併前は、職員7名、臨時1名体制から現在、職員5名体制となっています。さらに平成23年度には4名体制とする予定です。
	課 題	資本投下の抑制 建設改良事業も平成19年度で終了することから、財政状況を見ながら、町づくり計画に沿った事業のみを実施する。
	課 題	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 消耗品や燃料費の単価契約、メーター交換費用などの最低価格との契約や封書からハガキへの切り替え、口座振替の推進など費用の一層の節減に努める。
	課 題	料金水準の適正化 平成18年5月1日に料金を統一したことから、当面、現状料金での経営に努め、未納料金が発生しない対策を講じる必要があります。
	課 題	
	課 題	
留意事項	本町は、平成17年10月1日に町村合併しましたが、合併の条件で、水道料金は、最低料金の水道料に平成18年5月1日に統一し、3年以内に、その料金体型を検討する事と決定された。	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法適用企業）
 (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

区 分		年 度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	322	324	318	323	291	294 300	293 304	293 302	293 303	293 304
	(1) 料 金 収 入	311	314	311	316	287	291 298	291 299	291 300	291 304	291 302
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	4	2								
	(3) そ の 他	7	8	7	7	4	3 2	2	2	2	2
	2. 営 業 外 収 益	167	131	99	107	99	80	93 93	87 90	81 86	55 83
	(1) 補 助 金	153	124	92	105	99	80	92 93	86 90	80 86	54 83
	他 会 計 補 助 金	153	124	92	105	99	80	92 93	86 90	80 86	54 83
	そ の 他 補 助 金										
	(2) そ の 他	14	7	7	2			1	1	1	1
	収 入 計 (C)	489	455	417	430	390	374 380	386 394	380 392	374 389	348 387
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	405	364	361	356	334	356 337	328 331	326 326	327 323	325 342
	(1) 職 員 給 与 費	34	32	47	36	27	28 27	28 25	28 25	28 25	28 48
	基 本 給	20	19	27	21	16	16 16	16 45	16 45	16 45	16 44
	退 職 手 当										
	そ の 他	14	13	20	15	11	12 44	12 40	12 40	12 40	12 7
	(2) 経 費	237	207	188	193	181	201 184	176 158	176 158	176 158	176 158
	動 力 費	7	6	5	5	5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5
	修 繕 費	18	12	10	9	12	12	12	12	12	12
	材 料 費										
	そ の 他	212	189	173	179	164	184 164	158 162	158 160	158 158	158 156
(3) 減 価 償 却 費	134	125	126	127	126	127 129	127 127	124 124	123 123	121 121	
2. 営 業 外 費 用	110	105	98	91	86	81	75 77	59 72	49 67	45 62	
(1) 支 払 利 息	106	102	96	90	85	80	75 76	59 71	49 66	45 64	
(2) そ の 他	4	3	2	1	1	1	4	4	4	4	
支 出 計 (D)	515	469	459	447	420	437 418	406 408	387 398	376 390	370 374	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	-26	-14	-42	-17	-30	-63 -38	-20 -14	-7 -6	-2 -1	-22 43	
特 別 利 益 (F)				185			1	2	2	2	
特 別 損 失 (G)	1	2	2	163	7	1	5	5	4	4	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-1	-2	-2	22	-7	-1	-5	-2	-2	-2	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	-27	-16	-44	5	-37	-64 -43	-22 -19	-9 -10	-4 -5	-24 9	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-254	-270	-314	-309	-346	-410 -389	-432 -408	-441 -418	-445 -423	-469 -414	
流 動 資 産 (J)	405	407	325	366	324	315 290	317 280	317 270	317 260	317 260	
う ち 未 収 金	46	43	45	173	222	113 77	115 71	115 71	115 70	115 70	
流 動 負 債 (K)	14	17	16	57	18	16 48	16 46	16 46	16 46	16 46	
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	14	17	16	57	18	16 45	16 45	16 45	16 45	16 45	
不 良 債 務 (L)											
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	80	84	99	96	119	139 130	147 136	151 138	152 140	160 136	
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (M)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)	318	322	318	323	291	294 300	293 304	293 302	293 303	293 304	
資 金 不 足 比 率 ((M)/(N) × 100)							15	312	216		
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	135	24								
	2. 他 会 計 出 資 金	14	18	19	33	136	24 32	20 32	20 33	21 34	
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	4	4	4	1						
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金						120	52			
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他	41	41	10	32	35	39 34	35 25	35 25	35 25	35 25
	計 (A)	194	87	33	66	171	78 183	419 67	271 68	56 59	57 64
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	194	87	33	66	171	78 183	419 67	271 68	56 59	57 64	

(単位:百万円、%)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 的 支 出	1. 建設改良費	193	104	85	88	79	59	96	44	44	35
	うち職員給与費	16	17	8	9	9	9	9	9	9	0
	2. 企業債償還金	106	117	117	82	94	116	422	335	125	129
	3. 他会計長期借入返還金					100					
	4. 他会計への支出金										
	5. その他の他					2					
	計 (D)	299	221	202	172	273	175	518	379	169	164
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		105	134	169	106	102	97	99	108	113	107
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	94	128	166	106	102	97	99	108	113	107
	2. 利益剰余金処分額						406	86	89	92	96
	3. 繰越工事資金										
	4. その他の他	11	6	3			2	2	2	2	2
	計 (F)	105	134	169	106	102	97	99	108	113	107
補てん財源不足額 (E)-(F)							408	87	91	94	98
積立金現在高											
企業債現在高		2535	2442	2325	2243	2149	2048	1938	1823	1704	1579
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		2535	2442	2325	2243	2149	2048	1938	1823	1704	1579
うちその他に係るもの											

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		153	124	92	100	98	80	92	86	80	54
	うち基準内繰入金	121	99	69	92	82	63	76	70	65	40
	うち基準外繰入金	32	25	23	8	16	17	16	16	15	14
	うち料金収入に計上すべき繰入等	32	25	23	8	16	17	16	16	15	14
	うち赤字補てん的なもの							45	45	44	43
資 本 的 収 支 分		26	31	33	34	136	24	20	20	21	22
	うち基準内繰入金	17	17	23	24	24	13	8	8	9	9
	うち基準外繰入金	9	14	10	10	112	11	20	24	22	23
	うち赤字補てん的なもの						8	12	12	12	13

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	61	67	63	71	68	67 74	72 74	75 73	78 74	79 76
総収支比率(法適用)	(%)	95	97	91	96	93	86 94	95 94	98 96	99 96	94 96
経常収支比率(法適用)	(%)	80	89	88	91	87	83 89	89 88	89 89	90 89	90 89
営業収支比率(法適用)	(%)	79	88	88	91	87	83 89	89 88	89 89	90 89	90 89
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	80	84	99	96	119	139 130	147 136	151 138	152 140	160 136
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	31	27	22	24	25	21	24	23	21	16
	うち基準内繰入金	25	22	17	21	21	17	20	18	17	11
	うち基準外繰入金	6	5	5	2	4	4	4	5 4	17 4	5 3
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	6	5	5	2	4	4	4	5 4	5 4	5 3
	うち赤字補てんのもの										
	資本的収入分	13	36	100	52	80	31 17	5 56	7 57	38 58	39 59
	うち基準内繰入金	9	20	70	37	14	17 13	2 35	3 36	16 37	16 38
	うち基準外繰入金	4	16	30	15	66	14 4	3 21	4 21	22 21	23 21
	うち赤字補てんのもの										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

- (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
- (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
- ・ 料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100
 - 1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方償還金) / 年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
- ・ 使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見直し策定の前提条件

条件項目	収支見直し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	町村合併時の条件であった水道料金(合併3町村の最低水道料金とし、値上げは3ヶ年以内に検討)は、平成18年5月1日に統一しました。料金統一が年度中途のため、年間を通した比較はできないが、平成17年度と比較し、15百万円の減収となっている。過疎の町のため年々給水人口が減少傾向にあり、調定増を見込むことは、困難が現状となっている。
2 他会計繰入金の見込み	合併前に本来水道事業で実施すべきでない宅地造成事業に係る工事借入は、町の債務負担行為により繰入を行っていたので、合併後も返済分をくりいれるものとします。また、高料金対策繰入などは、当面繰入が必要となります。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	建設改良工事については、第9次拡張工事を当初平成17年度までに終了することとしていたが、下水道工事の開始により、事業認可を平成13年度に平成23年度まで変更し、平成14年度から下水道事業にあわせ、同断面に配水管を布設することとしました。これにより掘削、土工、舗装などの経費が削減され、mあたり約10千円の経費節減が図られたところです。現在、長期借入金残高が21億5千万となっており、9次拡張工事も本年度で終了する予定で、今後の新たな建設工事は実施できない状況にある。また、水道施設のうち、使用していない施設の土地が賃貸の現状にあるため、資産売却による収入は見込めないものである。
4 その他収支見直し策定に当たって前提としたもの	料金収入の増加が、見込めない現状から維持管理経費の節減を図る必要があり、料金統一のため新たな電算システムを導入する際に、納付書や督促状を封書タイプから葉書タイプへ変更し郵券代の節減を図るなどの対策を講じたものである。維持管理経費のうち、特に大きい受水費を軽減するため、漏水調査方法を検討した委託、修繕費用の削減に努めるものとします。また、職員を5名(合併前7名)とし、臨時職員の配置を廃止しました。

注1 収支見直しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>行政改革大綱で定員管理及び給与の適正化を記載し、合併時職員300人を年次計画により、平成22年4月1日で248名とすることを町のホームページで公開している。</p> <p>そのうち公営企業職員は、平成17年4月1日現在3町村35名でありましたが合併後は、18名体制となり、水道事業における職員数は、合併前7名、臨時職員1名でしたが、合併後は、職員5名を配置しました。</p> <p>また、定員適正化計画では、平成23年度に、4名に減員することとしております。</p> <p>H19(5人) H20(5人) H21(5人) H22(5人) H23(4人)</p> <p>福島県に準じ、平成18年4月1日から地域給を導入しました。</p> <p>国に準じた地域給による給与となっており、地域手当については、対象地域がないため支給していない。</p> <p>技能労務職に相当する職員の配置はありません。</p> <p>平成19年3月31日に退職時特昇制度を廃止しております。</p> <p>共済組合の事業負担割合は二分の一で行っている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>納付書・督促状を封書タイプから葉書タイプに変更したことにより、印刷経費年間20万円、郵券代は年間30万円の節減となり、年間で50万円の経費節減を行うことができました。さらに葉書タイプを採用したことから、納付書を封書へ封入する事務が軽減できました。また、緊急を要する修繕を除き、2社以上の見積もりを徴して、安価な業者への発注、物品購入についても単価契約を行っております。修繕費及び委託料は、年間各120万円を要していることから、5%の節減を図り、120万円を軽減しようとするものです。さらに年間127百万の受水費を漏水調査により修繕を早期発注することで3%軽減しようとするものです。</p> <p>水道検針業務や施設機器の保守点検、漏水調査、水質検査業務、施設草刈り業務などは、民間へ委託している現状です。特に漏水調査の委託方法を詳細に検討します。また、草刈り業務は、町で契約している単価契約に基づきシルバーへ委託するものです。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	合併時の決定により平成18年5月1日に料金を統一したところで、当面の期間、料金を維持しなければならない。中止している施設は、借地のため売却は不可能で、そのほかの施設については、稼働中で、売却可能な施設はありません。 全庁での税等未納額が増大する中、税等収納対策会議を設置し、収納の強化を図っているところです。水道事業は当面の期間、現行料金を維持しなければならないことから、未納料金が発生しない取り組みとして、給水停止処分の強化や裁判所への支払督促を行う必要があり、平成18年度から給水停止処分を強化したところです。また、徴収の目標値を設置しながら、収納計画を策定して、収納に努めるものとし、収納率の向上は、安定経営に欠かすことができない事務であります。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	行政改革大綱で、公営企業の経営健全化項目を明記、収益の向上、収納対策強化などを記載し町のホームページで、公開しています。 平成18年度で、各課3事業以内を選定し、試行しました、平成19年度はさらに対象を拡大し行政評価を導入しました。この結果については、町のホームページで公開することとなっています。水道事業は、使用料及び手数料事務、メータ検針業務、漏水調査業務など7項目となっています。
5 その他	下水道事業とあわせた配水管布設替えの工事を平成14年度から実施し、平成18年度までに8562mの布設替えを終了しました。第9次建設改良事業が、平成19年度で終了することから、今後は町づくり計画に沿った事業の推進を行うこととなります。多額の借入金があることから新規事業については、慎重に検討しなければなりません、下水道事業が平成27年度まで計画されていることから、下水道事業に係る配水管の布設替えが引き続き計画されております。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年10月1日合併時に職員5名体制となり、合併前職員7名、臨時職員1名と比較し、職員2名、臨時職員1名が減少しています。半年間で人件費9百万円の削減になっています。また、平成23年度には職員1名を削減する計画で、その人件費相当額は、7百万円の削減予定です。また、今後、若い職員を配置（現行平均年齢42.7歳）することにより、平成18年度と比較し、2百万円の人件費抑制となり4年間で8百万の削減予定をしております。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金統一での水道料金は、15百万円の減収となっています。事務経費における納付書は封書から葉書への変更による50万円の削減、施設保守点検や漏水調査委託などの入札、また、工事入札制度の改正による方法での削減を行っているところです。水道料金は、統一間もないことから年間を通した料金資料がないため、当面の期間、現行料金を維持しながら、近隣町村の料金（会津坂下町は、本町と同様料金）を参考に引き上げ時期を検討します。このため、繰越欠損金は増加することとなりますが平成23年度には黒字を計上し、累積欠損金の減少とする予定です。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	料金を統一したことから、当面現行料金を継続させ、料金確保のため、全庁体制で収納対策会議を開催し、年度内に収納マニュアル作成を進めておりますが、水道事業では、料金収入の確保のため、新たな未納者を出さない対策を強化し、平成18年度に97件の給水停止を実施しましたが、平成19年度は8月までの期間に100件の給水停止を実施し、内容証明郵便も7件通知し、未納者対策を強化しているところです。徴収目標は、平成19年度で前年の0.4%、100万円増の83%とし、5年間で2%増の目標値を設定し、徴収努力します。建設改良についても引き続き、下水道工事に併せ、工事を施工することにより経費の削減に努めます。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位: 百万円, %)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率					-1							
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策	46	42	45	56	74		73	71	71	70	70	
	改善額							1	3	3	4	4	15
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												44
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	51	50	56	45	36		37	37	37	37	28	
	改善額	2	3	-3	8	17	27	16	16	16	16	25	89
	給与水準	50	49	55	45	36		37	37	37	37	28	
	改善額	2	3	-3	7	16	25	15	15	15	15	24	84
	その他(臨時職員)	1	1	1									
	改善額				1	1	2	1	1	1	1	1	5
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	7	7	7	5	5		5	5	5	5	4	
	削減数(人)	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	1	1
	維持管理費等	237	207	188	193	181		201	176	176	176	176	
	改善額(適正化)			16	6	23	45	20	5	5	5	5	0
	工事コスト 2	193	104	85	88	79		59	96	44	44	44	
	改善額(縮減額)	15	14	19	18	12	78	190	34	34	34	34	31
	その他()												
	改善額							49	0	0	0	0	49
	累積欠損金比率	80	84	99	96	119		139	147	151	152	160	
	増減	8	4	15	-3	23	20	9	4	1	1	6	
	企業債現在高	2535	2442	2325	2243	2149		439	436	438	449	436	
	増減	29	-93	-117	-82	-94	14	6	2	2	2	4	
	計画前5年間改善額 合計						150						135
	改善額 合計												441
	(参考) 補償金免除額												94

注1 「課題」欄については、「2 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
年間総有収水量 (千m ³)	1309	1320	1314	1338	1275	1280	1300	1300	1300	1300
公称施設能力 (m ³ /日)	9342	9342	9342	9342	9342	9342	9342	9342	9342	9342
1日最大配水量 (m ³ /日)	7489	5856	5841	6338	6620	5943	6700	6700	6700	6700
最大稼働率 (%)	80	63	63	68	71	64	72	72	72	72
供給単価 (円/m ³)	238	238	237	236	225	228	224	224	224	224
給水原価 (円/m ³)	389	353	349	334	330	341	312	298	289	285

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成23年度までに法適用の水道事業に統合する予定です。